

ヒアリング関係者資料

埼玉県クリーニング生活衛生同業組合青年部会 柳部会長

板橋区保健所生活衛生課 佐伯係長

全国生活衛生営業指導センター 桑原研修部長（別冊）

(クリーニング師等の代表)

**埼玉県クリーニング生活衛生同業組合
青年部会 柳部会長**

2010. 10. 28

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ

埼玉県クリーニング生活衛生同業組合青年部会

部会長 柳裕一

①従事事業所の概要

②クリーニング師研修を受講しての自分自身の感想

③他の青年部員から聞く声など

④クリーニング師研修のメリット・デメリット

⑤クリーニング師研修に望むこと

⑥受講促進を図るためのアイデア

(衛生規制関係者の代表)

板橋区保健所生活衛生課 佐伯係長

クリーニング師研修等事業

1 研修・講習受講に関する特別区の指導状況

- (1) 新規開設時に研修・講習を受講するよう指導し、日程表を渡している。
- (2) 各区とも従業員台帳等によりクリーニング師や従事者の受講状況を整備し、監視時にも未受講施設に対し指導を行っている。

2 受講の状況

- (1) 全国の状況（第6クール）

受講率 31.2%

- (2) 特別区の状況

受講率 14.9%（第6クール・東京都）

店舗を開業後、1度でも研修を受講しているクリーニング師がいる施設は 約63～89%（13区から回答）。

1度も受講していない施設については、制度発足当初から、この制度は天下り団体の為のものだという誤解があり、受講していないケースがある。

3 問題点

- (1) 2回目以降の受講指導に苦慮している。

- ・ 研修内容について

タイムリーな話題が必要。

国土交通省が示した「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」※については関心が高い。

アパレル業界との情報交換も必要。

- ・ 開催時期について

日曜日の開催が多い。

- ・ 開催場所

都内2カ所に固定されている。

- (2) 事業仕分けの評価以後、受講指導に苦慮している。

早期結論が必要。（廃止が予定されている研修の受講を、何故指導するのかという意見が多い。）

4 その他

取次店の講習では、大手業者が自主研修に取り組んでいる。

受付窓口での苦情やトラブルが多いため、大手業者は法令に基づく講習のほか、それぞれのシステムに合わせた自主研修を実施している。

個人営業の取次店に対しても、さらにきめ細かい講習の必要性はある。

（窓口での対応が原因で廃業する店舗がある。）

※ 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場において建築物の用途規制違反が多く生じている実態が判明したため、国土交通省が定めた、違反が判明したドライクリーニング工場における引火性溶剤の使用に伴う火災危険性を除去するために必要な安全対策措置にかかる技術的基準